

# 協働推進事業のあり方について（イメージ図）

令和2年1月7日  
第5回市民活動推進委員会  
資料1-2

## 令和2年度実施事業をもって廃止

### 協働推進事業

#### 行政提案型

5月 説明会・テーマ庁内募集  
6月 テーマ提案課ヒアリング  
7～8月 庁議・テーマ決定  
8月 行政提案型公募開始  
9月 公募説明会

#### 市民提案型

6～7月 制度説明会  
8月 市民提案型公募開始  
8月～9月 意見交換会

10月末 事業企画提案締切  
12月上旬 公開プレゼンテーション  
12月下旬 実施事業内定  
1年目事業 1,000万円  
2年目事業 1,000万円  
計 2,000万円 の枠内で採択・予算付  
～3月 事業内容等調整

4月～3月 事業の実施

担当課の事業として継続  
または  
事業終了

原則2年間繰り返す

## 令和3年度から運用開始

### 「マッチングを充実させる新制度」

- 「協働」の周知、研修
- 「(仮)協働の種」の募集
- 「協働」に向けた事前打合せ
- 「(仮)パートナー課かい・団体」  
選定の相談
- 「協働」に向けた意見交換会

### 多様な「協働」の推進

#### (協働)委託

市民活動団体等に対して事業を委託する。

#### 事業協力

市民活動団体等と市との間で、お互いの得意分野を出し合い協力する。

#### 指定管理

市民活動団体等や地域組織や指定管理者として施設の管理運営を委ねる。

#### 実行委員会

市民活動団体等と市とで構成された実行委員会が主催者となって、事業を行う。

#### 共催

市民活動団体等と市が主催者となって、事業を行う。

#### その他